

# 受診される皆様へ お願い 新型コロナウイルス感染症

の患者さんは、原則として感染症指定病院での対応となります。

- 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた人と濃厚接触がある
- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい患者(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(特に症状が4日以上続く場合、強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合)

上記に該当する方は指定病院での対応が必要な場合があるため、最寄りの保健所へ相談して下さい。

保健所	電話番号	管轄区域
江南	0587-55-1699	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
一宮	0586-72-1699	一宮市、稲沢市
春日井	0568-31-2189	春日井市、小牧市
岐阜市	058-252-7191	岐阜市
岐阜	058-380-3004	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡



江南厚生病院 院長  
2020年5月14日作成